

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ ヨウゲン カイシャ ヨシオカ セツビ 有限会社 吉岡設備
 住所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1
 代表者氏名 フリガナ ヨシオカ ヒロユキ シオカ ヒロユキ 吉岡 廣之
 電話番号 0774-76-0550
 FAX番号 0774-76-0551
 メールアドレス march4414@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 吉岡設備
住 所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1
代表者氏名 吉岡 廣之



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
取締役 <small>ヨシオカ</small> 吉岡 <small>ヒロユキ</small> 廣之	
事業の範囲	1 管工事の請負、設計、施工並びに監理 2 給排水設備工事の請負、設計、施工並びに監理 3 各種土木建設工事の請負、設計、施工並びに監理 4 各種建設工事の請負、設計、施工並びに監理 5 防水工事業 6 造園業 7 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理に関する業務 8 前各号に付帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有 限 会 社 吉 岡 設 備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 619-1113 住所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1 電話番号 0774-76-0550 F AX番号 0774-76-0551 メールアドレス march4414@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
吉岡 廣之 吉岡 賢一 ヨシoka ケンイチ	第 8 6 0 4 5 号 第 2 9 6 1 1 5 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
	バックホー	0.1m ³	1	
	バックホー	0.07m ³	1	
	ダンプトラック	3 t	1	
	軽トラック		3	
	削岩機	電気式	4	
	発電機	100V	1	
	タンピングランマー	80 k g 級	2	
	プレートコンパクター		1	
	ねじ切り機		1	
	水中排水ポンプ		2	
	水準器		3	
管の加工用機械器具	電動ねじ切り機		1	
	やすり		1	
管の切断用機械器具	塩ビ管カッター		2	
	金切鋸		1	
	スーパーソー		1	
接合用の機械器具	ガストーチ		1	
	パイプレンチ	250mm	4	
	モンキーレンチ		2	
	ポンプレンチ		2	
	リーマー		1	
水圧テストポンプ	手動型水圧テストポンプ		3	
	付帯マル工具		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 吉岡設備
住 所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1
代表者氏名 吉岡 廣之



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市加茂町北上大田 4 1 番地 1
有限会社吉岡設備

会社法人等番号	1300-02-030038	
商号	有限会社吉岡設備	
本店	京都府相楽郡加茂町大字北小字上大田 4 1 番地の 1	
	京都府木津川市加茂町北上大田 4 1 番地 1	平成 19 年 3 月 12 日変更 ----- 平成 19 年 3 月 12 日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 17 年 4 月 1 日	
目的	1 管工事の請負、設計、施工並びに監理 2 給排水設備工事の請負、設計、施工並びに監理 3 各種土木建設工事の請負、設計、施工並びに監理 4 各種建築工事の請負、設計、施工並びに監理 5 防水工事業 6 造園業 7 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理に関する業務 8 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	60 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60 株	
資本金の額	金 300 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	京都府相楽郡加茂町大字北小字上大田 4 1 番地の 1 取締役 吉岡 廣之	
登記記録に関する事項	平成 17 年法務省令第 19 号附則第 3 条第 2 項の規定により 平成 18 年 10 月 13 日移記	

京都府木津川市加茂町北上大田 4 1 番地 1
有限会社吉岡設備



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 2年 4月 17日

京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



有限会社 吉岡設備 定款

平成17年 3月23日作成
平成17年 月 日公証人認証
平成17年 月 日会社成立

謄本



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社 吉岡設備 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事の請負、設計、施工並びに監理
- 2 給排水設備工事の請負、設計、施工並びに監理
- 3 各種土木建設工事の請負、設計、施工並びに監理
- 4 各種建築工事の請負、設計、施工並びに監理
- 5 防水工事業
- 6 造園業
- 7 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理に関する業務
- 8 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府相楽郡加茂町 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 3 0 0 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 6 0 口に分ち、出資 1 口の金額は、金 5 万円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

京都府相楽郡加茂町大字北小字上大田 4 1 番地の 1
6 0 口 吉岡 廣之

第3章 社員総会



(社員総会)

第7条 当会社の定時社員総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に関き、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を發することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。



(議 事 録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(員 数)

第13条 当会社には、取締役2名以内を置く。

(資 格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第15条 当会社が取締役が2名のときは、代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とする。

ただし取締役が1名のときは、取締役を社長とする。



(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 吉岡 廣之

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成17年7月31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以上 有限会社 吉岡設備 を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成17年 3月23日

社員 吉岡 廣之





平成17年 登簿第 82 号

定 款 認 証 証 書

本定款の社員 吉岡 廣之 の代理人 坊 直光
は、本公証人の面前で、前記社員がその記名押印を自
認する旨を陳述した。

よってこれを認証する。

平成17年 3月25日、本公証人役場において。—

京都府宇治市宇治壺番132番地の4

京都地方法務局所属

公証人 田 中 一 泰

この謄本は、前記同日、本公証人役場において原本
に基づき作成した。

京都府宇治市宇治壺番132番地の4

京都地方法務局所属

公証人 田 中 一 泰

令和2年4月17日

現行のものとは相違ありません

京都府東津川市加茂町北上大田41-1

有限会社 吉岡設備

取締役 吉岡廣之

TEL 0774-76-0550 / FAX 0774-76-0551



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第86045号
交付年月日 平成10年 8月31日
本 籍 京都府
フリガナ ヨシオカ ヒロユキ
氏 名 吉岡 廣之
生年月日 昭和48年 6月 4日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第296115号
免状交付日 平成31年1月23日
本籍 京都府
氏名 吉岡賢一
生年月日 昭和43年10月1日

写真の書換え期限
2029年3月31日

厚生労働大臣指定試験機関

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



京都府木津川市加茂町北周辺の地図



(C)Mapbox (C)OpenStreetMap (C)Yahoo Japan 利用規約

京都府木津川市加茂町北上大田41-1

住所: 京都府木津川市加茂町北上大田41-1

交通:



この地図をスマホで持ち歩こう!

動かせる! 案内してくれる! プリント代節約!

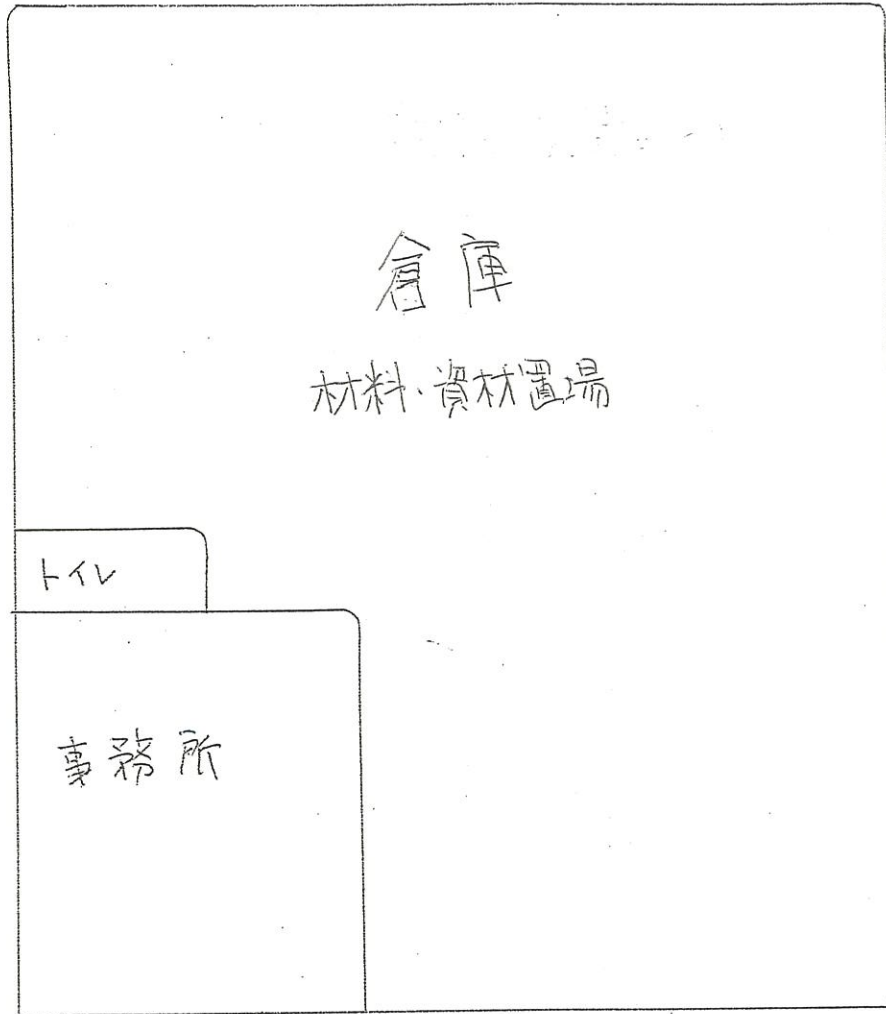
YAHOO! 地図 JAPAN

※ご利用いただく際は、バーコードを読み取るアプリが必要です。



平面図

4



道路







軽トラック



軽トラック



ダンプトラック
3 t



バックホー



発電機



・ 管の加工
電動ねじ切機



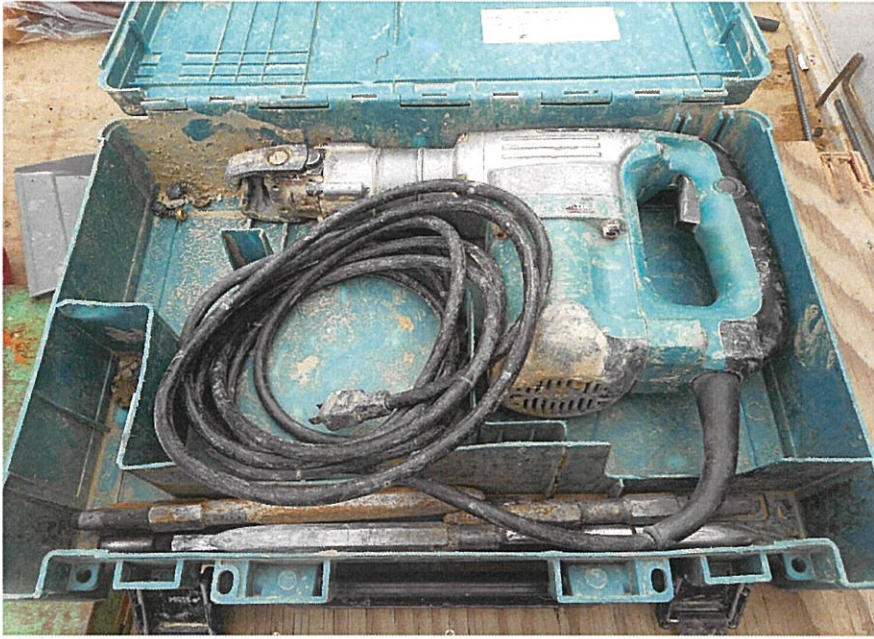
プレートコンパクター



ランマー



水中排水ポンプ



削岩機



水圧テストポンプ

- ・ 管の切断
- スーパーソー
- 塩ビ管カッター



- ・ 接合用の機械器具
- モンキーレンチ
- モーターポンプレンチ
- パイプレンチ
- パイプレンチ
- ガストーチ

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨウゲンカイシャ 有限会社 ヨシオカ セツビ 吉岡設備
 住所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1
フリガナ 代表者氏名 ヨシオカ ヒロユキ 吉岡 廣之
 電話番号 0774-76-0550
 FAX番号 0774-76-0551
 メールアドレス march4414@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 吉岡設備
住 所 京都府木津川市加茂町北上大田41番地1
代表者氏名 吉岡 廣之



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の ~~解任~~ 選任 の届出 をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 吉岡設備	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の 年月日
吉岡 廣之	第 86045 号	令和 年 月 日
吉岡 賢一	第 296115 号	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第86045号
交付年月日 平成10年 8月31日
本 籍 京都府
フリガナ ヨシオカ ヒロユキ
氏 名 吉岡 廣之
生年月日 昭和48年 6月 4日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第296115号
免状交付日 平成31年1月23日
本籍 京都府
氏名 吉岡賢一
生年月日 昭和43年10月1日

写真の書換え期限
2029年3月31日

厚生労働大臣指定試験機関

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長

